

番号	項目	輸出者の書類提出による対応可否
1	輸出者	不可（注1）
2	輸入者	不可（注1）
3	通告番号	（環境省使用欄）
	A 包括的な通告であるか個別的な通告であるかの別	不可
	B 処分／回収の別	不可
	C 事前承認が与えられている施設への該非	不可
4	予定総移動回数（注3）	不可
5	予定総移動量（注3）	不可
6	予定運搬期間（注4）	不可
7	全てのこん包の形態	可
8	予定されている全ての運搬者（注2）	可
9	全ての発生者	不可
10	処分施設	不可
11	全ての処分又は回収作業	不可
12	廃棄物の名称及び組成	不可
13	物理的特性	不可
14	廃棄物の同定	不可
15	(a)関係国、(b)該当する場合は権限のある当局の名称及びコード番号、(c)特定の入出国地点（国境検問所又は港）	通過国に係る情報に限り可
16	入国及び／又は出国及び／又は輸出に関わる税関（欧州共同体）（注3）	（欧州当局使用欄）
17	輸出者及び発生者による申告	不可
18	添付資料の数	可
－	輸出者と処分者間の契約に関する情報（契約書等）	不可
－	保険に関する情報（注4）	可

（注釈）

注1 上記（1）②の範囲となる情報の更新等と判断される場合を除く

注2 OECD加盟国向け輸出で運搬者の変更の場合は、当該変更で追加される運搬者に係る契約書の提出が必要となる。

注3 欧州連合加盟国向けの輸出入の場合に限り欧州当局で使用される欄

注4 関連する保険の要件に関する情報並びに輸出者、運搬者及び処分者が当該要件をどのように満たしているかに関する情報